

【改正】（鉱業用減価償却資産等の償却限度額の計算単位）

7－6－4 鉱業用減価償却資産、令第13条第8号イ《減価償却資産の範囲》に掲げる鉱業権（以下7－6－7までにおいて「鉱業権」という。）又は貯留権（以下「鉱業用減価償却資産等」という。）に係る旧生産高比例法、生産高比例法又は生産高等比例法による償却限度額は、坑道についてはその坑道ごと、その他の鉱業用減価償却資産については1鉱業所ごと、鉱業権については1鉱区ごと、貯留権については1貯留区域ごとに計算する。

【解説】

耐用年数に基づいて償却限度額を計算するものの計算単位は法人税法施行規則第19条《種類等を同じくする減価償却資産の償却限度額》で明らかにされているが、旧生産高比例法、生産高比例法又は生産高等比例法によるものについての計算単位は法文上明らかでない。

そこで、本通達において、坑道についてはその坑道ごと、その他の鉱業用減価償却資産については1鉱業所ごと、鉱業権については1鉱区ごと、貯留権については1貯留区域ごとに償却限度額を計算することを明らかにしている。